

事 務 連 絡  
平成 2 0 年 6 月 2 0 日

都道府県国民健康保険主管課（室）  
国民健康保険事業月報・年報担当者 様

厚生労働省保険局  
調査課数理第2係

国民健康保険毎月事業状況報告書（事業月報）及び国民健康保険事業状況報告書（事業年報）の記載について

国民健康保険事業の統計・調査業務につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度の創設に伴い、国民健康保険の被保険者であった者が後期高齢者医療制度へ移行することにより、新たに現役並み所得者と判定される者については、平成20年8月から平成22年7月まで、高額療養費の自己負担限度額を一般に据え置く経過措置が講じられることとなります。

この経過措置の対象となる被保険者に係る標記報告書（以下総称して「事業月報」「事業年報」という。）への記載については、下記の通り取扱いいただきますよう、周知方よろしくお願い申し上げます。

## 記

### 1. 事業月報及び事業年報A表に係る記載について

経過措置対象者である被保険者数は、「一般状況」の「総数」と「一般被保険者」へ記載すると共に、「（再掲）前期高齢者」及び「（再掲）70歳以上現役並み所得者」の各欄へ再掲して記載すること。

### 2. 事業月報及び事業年報C表（1）（3）に係る記載について

経過措置対象者に係る保険給付は「（1）全体」へ記載すると共に、「（2）前

期高齢者分再掲」及び「(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲」の各欄へ再掲して記載すること。

### 3. 事業月報及び事業年報C表(2)に係る記載について

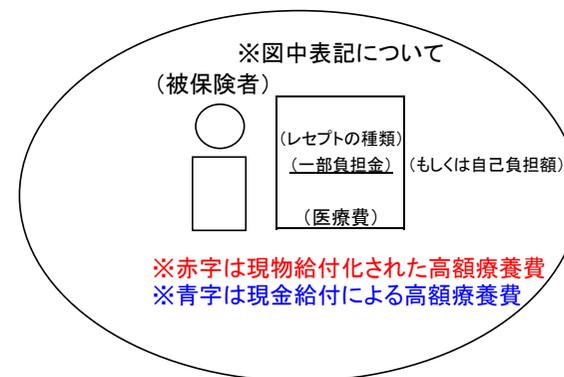
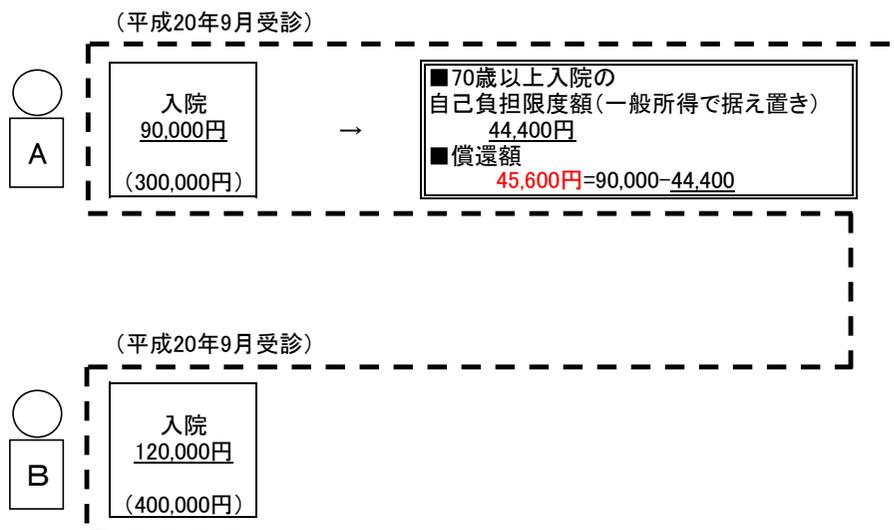
経過措置該当者に係るレセプトのみで支給決定された高額療養費は、「2. 高額療養費の状況」の「総数」へ記載すると共に、「(再掲) 前期高齢者分」及び「(再掲) 70歳以上現役並み所得者分再掲」へ再掲して記載すること。

また、経過措置該当者と70歳未満の被保険者のレセプトとの世帯合算により支給決定された高額療養費は、「2. 高額療養費の状況」の「総数」へ記載すると共に、経過措置該当者に係る分を自己負担額で按分して算出し、「(再掲) 前期高齢者分」及び「(再掲) 70歳以上現役並み所得者分再掲」へ再掲して記載すること。

(※別添の記載例もご参照下さい。)

現役並み所得者判定の  
経過措置に係る事例

世帯所得：一般  
A[72歳(一般:平成20年8月から現役並み所得者)]  
B[41歳(一般)]



⇒ ■国保世帯の自己負担限度額  
84,430円  
=80,100+(700,000-267,000)×0.01  
■償還額  
79,970円=164,400-84,430  
うち、  
38,570円(70歳未満分現物)=120,000-81,430  
41,400円(現金)=79,970-38,570

様式3

国民健康保険毎月事業状況報告書（事業月報）C表（1）

（平成 年度：平成 年 月）

月診療分

事例  
療養の給付等

都道府県名	
保険者名	
都道府県・保険者番号	-

○保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

療養の給付等	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	2	700,000	490,000	210,000	
食事療養・生活療養（再掲）					
療養費等					
食事療養・生活療養					
診療療養費					
補装具					
柔道整復師					
あんま・マッサージ					
はり・きゅう					
その他					
小計					
移送費					
計	2	700,000	490,000	210,000	0

高額療養費を含む

(2) 前期高齢者分再掲

療養の給付等	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	1	300,000	210,000	90,000	
食事療養・生活療養（再掲）					
療養費等					
食事療養・生活療養					
療養費					
移送費					
計	1	300,000	210,000	90,000	0

(3) 70歳以上一般分再掲

療養の給付等	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等					
食事療養・生活療養（再掲）					
療養費等					
食事療養・生活療養					
療養費					
移送費					
計	0	0	0	0	0

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

療養の給付等	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	1	300,000	210,000	90,000	
食事療養・生活療養（再掲）					
療養費等					
食事療養・生活療養					
療養費					
移送費					
計	1	300,000	210,000	90,000	0

(5) 未就学児分再掲

療養の給付等	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等					
食事療養（再掲）					
療養費等					
食事療養					
療養費					
移送費					
計					

様式 3 - 2

国民健康保険毎月事業状況報告書（事業月報）C表（2）

（平成 年度：平成 年 月）

月診療分

2. 高額療養費の状況

事例 現物給付時	合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 (再掲)
	多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分			
総数	件数				2		2	2
	高額療養費(円)				84,170		84,170	84,170
(再掲) 前期 高齢者分	件数				1		1	
	高額療養費(円)				45,600		45,600	
(再掲) 70歳以上 一般分	件数						0	
	高額療養費(円)						0	
(再掲) 70歳以上現役 並み所得者分	件数				1		1	
	高額療養費(円)				45,600		45,600	
(再掲) 未就学児分	件数							
	高額療養費(円)							
長期高額特定疾病該当者数							人	

2. 高額療養費の状況

事例 現金給付時	合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 (再掲)
	多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分			
総数	件数	1					1	
	高額療養費(円)		41,400				41,400	
(再掲) 前期 高齢者分	件数	1					1	
	高額療養費(円)		21,598				21,598	
(再掲) 70歳以上 一般分	件数							
	高額療養費(円)							
(再掲) 70歳以上現役 並み所得者分	件数	1					1	
	高額療養費(円)		21,598				21,598	
(再掲) 未就学児分	件数							
	高額療養費(円)							
長期高額特定疾病該当者数							人	

(国保世帯全体合算分の70歳以上分)  
 $79,970 \times 44,400 / 164,400 = 21,598$